明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○裁判所職員定員法の一部を改正する法律（二五）　二
○電気通信事業法等の一部を改正する法律（二六）
〔政　令〕
○刑法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二三八）　一〇
○災害対策基本法施行令の一部を改正する政令（二三九）
〔府令・省令〕
○温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・総務・法務・外務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛二）　一〇
〔省　令〕
○エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業四六）　一六
○エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令（国土交通四一）　一八
〔告　示〕
○調整後温室効果ガス排出量を調整する方法を定める件の一部を改正する件（経済産業・環境八）　二〇
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二〇
特殊法人等
独立行政法人製品評価技術基盤機構工業標準化法第五十七条の規定に基づく登録、国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、税理士証票無効・登録まつ消、平成二十七年度高圧ガス製造保安責任者試験等（経済産業大臣及び都道府県知事が行わせることとした試験）・液化石油ガス設備士試験（都道府県知事が行わせることとした試験）の実施関係　三三
地方公共団体
解散命令、行旅死亡人関係　四〇
会社その他
会社決算公告　四二

本号で公布された法令のあらまし

◇裁判所職員定員法の一部を改正する法律（法律第二五号）（法務省）

1　判事の員数を三二人増加することとした。（第一条関係）

2　裁判官以外の裁判所の職員の員数を三六人減少することとした。（第二条関係）

3　この法律は、平成二七年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。

◇電気通信事業法等の一部を改正する法律（法律第二六号）（総務省）

1　電気通信事業の登録について、当該登録を受けた者が設置する電気通信設備が第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備として新たに指定をされた場合、当該登録を受けた者（第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者たる法人である場合に限る。）がその特定関係法人以外の者と合併をする場合等においては、当該事由が生じた日から起算して三月以内にその更新を受けなければ、その効力を失うものとした。

2　電気通信事業者は、その内容、料金その他の提供条件、利用者の範囲その他の事情を勘案して利用者の利益に及ぼす影響が少なくないもの等として総務大臣が指定する電気通信役務の提供に関する契約が成立したときは、遅滞なく、書面を作成し、これを利用者に交付しなければならないこと等とすることとした。

3　その内容、料金その他の提供条件、利用者の範囲及び利用状況を勘案して利用者の利益を保護するため特に必要があるものとして総務大臣が指定する電気通信役務の提供に関する契約を締結した利用者は、2の書面を受領した日等から起算して八日を経過するまでの間、書面により当該契約の解除を行うことができること等とすることとした。

4　電気通信事業者又は媒介等業務受託者は、利用者に対し、2の電気通信役務の提供に関する契約に関する事項であって、利用者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならないこととするとともに、2の電気通信役務の提供に関する契約の締結の勧誘を受けた者が当該契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為をしてはならないこととした。

5　電気通信事業者は、電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務及びこれに付随する業務の委託をした場合には、当該委託に係る媒介等業務受託者に対する指導その他の当該委託に係る業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならないこととした。

6　第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者であって他の電気通信事業者との間の適正な競争関係を確保するため必要があると認められるものとして総務大臣が指定する電気通信事業者に対して一定の行為を禁止する規定を緩和することとした。

7　第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が届け出た接続約款について、他の電気通信事業者の電気通信設備を接続することが技術的及び経済的に可能な標準的な接続箇所における技術的条件、総務省令で定める機能ごとの当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額等が適正かつ明確に定められていないときは、当該接続約款を変更すべきことを命ずることができること等とすることとした。

8　第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、当該第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務を開始したときは、遅滞なく、総務大臣に届け出なければならないこととした。

9　総務大臣は、その保有する第一種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備に関する情報を整理し、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとした。